

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の招集に関する規則

平成 19 年 3 月 30 日

規則第 7 号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会は、毎年 2 月及び 8 月に招集する。ただし、特に必要がある場合においては、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。